



利尻富士町立学校における働き方改革

アクション・プラン

平成30年6月

利尻富士町教育委員会

はじめに

現在、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、学校現場が直面する課題も多種多様であり、教員は様々な教育課題への対応を求められています。

平成28年度に北海道教育委員会が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、小学校で23.4パーセント、中学校で46.9パーセントの教員（主任教諭・教諭）が週60時間以上勤務しているという結果が出ており、当町においても同様の傾向があるものと認識しています。

教員が健康でやりがいを持って働くことができる環境を整え、子どもたちと向き合う時間を確保することは大変重要であり、教員の負担を軽減する取組の実行が求められています。

こうしたことから、利尻富士町教育委員会では、学校現場の業務改善に向けた取組を進めるため、北海道教育委員会において策定された「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」に基づき、「利尻富士町立学校における働き方改革アクション・プラン」を策定し、利尻富士町教育委員会と学校との連携により取り組んでいく必要がある事項を整理しました。

今後においても、学校・家庭・地域・行政が連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教職員が教育活動に集中し専念できる環境整備に努めてまいります。

1 アクション・プランの性格

- ・本プランは、町内全ての学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定し学校の取組みを促すものです。
- ・本プランについては、今後の国及び北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

2 取組の方向性

- ・これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教員の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。
- ・「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国・北海道・町、更には家庭・地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもたちと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

3 アクション・プランの目標及び期間

本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、当面の目標を次のとおり設定します。

【期間】平成30年度から32年度までの3年間とします。

【目標】1週間当たりの勤務時間が60時間（時間外月80時間相当）を超える教員をゼロにします。

この目標を達成するため、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。

また、学校は時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。

【働き方改革を進めるため、平成32年度末に目指す指標】

1 部活動休養日（週2日、平日1日・土日1日）を完全に実施している部活動の割合	・・・100%
2 変形労働時間制を活用している学校の割合	・・・・・・・・・・・・・・100%
3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合	・・・・・・・・・・・・・・100%
4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合	・・・・・・・・・・・・・・100%

Action 1. 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

1_「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

各学校の課題に応じた専門スタッフの配置に努めます。

2_ICTの活用促進及び公務支援システム導入の検討

タブレットなど、ICTを活用した授業準備等の支援の充実に努めます。
校務支援システムの導入について検討を行います。

3_地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

駕泊地区及び鬼脇地区に学校運営協議会を設置し「地域とともにある学校づくり」を推進します。

Action 2. 部活動指導にかかわる負担の軽減

1_部活動休養日等の完全実施

生徒や担当教員の健康・安全はもとより、けがの防止・心身のリフレッシュを図るなどのスポーツ医・科学の観点、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する観点から、以下のとおり全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた

取り組みを進めます。

①部活動休養日の実施

- ・ 毎週2日（平日1日・土日1日）の休養日を実施します。
- ・ 学校閉庁日は部活動休養日とします。

②部活動の活動時間

- ・ 平日は2～3時間程度で終了します。
- ・ 土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間中は、次の※3、※4に該当する場合を除き、半日程度で終了します。

※3_大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合。

※4_中体連が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1ヶ月以内の期間の場合。

2_部活動指導員の配置等

部活動の充実と技術指導面や精神面における教員の負担軽減を図るため、部活動指導員の配置等の体制づくりに努めます。

3_複数顧問の効果的な活用

一人の教職員に過度の負担がかからないよう、複数顧問の配置に努めます。

Action 3. 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

1_ワークライフバランスを意識した働き方改革の推進

学校では、職員がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れる意識改革が図られるよう月2回以上の「定時退勤日」の実施に努めます。

2_長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

教職員が年次有給休暇を取得しやすい環境を整備することで、心身の健康を保持するため以下のとおり「学校閉庁日」を設定し実施します。

【夏季休業期間】 8月13日～16日の期間を基本に連続した3日間

【冬季休業期間】 12月28日～1月4日

なお、サービス上の取り扱いとしては次のとおりとします。

ア 年末年始の休暇を除き勤務を要する日であるため、年次有給休暇や特別休暇の取得、週休日の振替等により対応すること。

イ ただし、年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない職員に取得を強制することがないよう留意すること。

ウ 年次有給休暇等の希望をしない職員等が出勤する場合、玄関の開錠、施錠は

出勤する職員が行うこととし、そのために管理職員が出勤することがないようにすること。

3_勤務時間を客観的に把握し、集計する仕組みの構築

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムを可能な限り早期に構築します。

4_人事評価制度等を活用した意識改革の推進

人事評価の面談において、管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有を図ります。

Action 4. 教育委員会による学校サポート体制の充実

1_調査業務の見直し

道教委における「学校における働き方改革_北海道アクション・プラン」に基づく調査業務の見直しと同様に、町教委においても学校対象の調査業務については、提出期間を十分に確保し、一定期間に集中しない取組みを推進します。

2_勤務管理に関する各制度の利用の徹底

週休日の振替や変形労働時間制度、勤務のスライド等の活用を推進します。

3_メンタルヘルス対策の推進

学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、1年に1回のストレスチェックを実施するとともに相談体制の充実を図ります。

終わりに

教員の長時間勤務の実態は看過できない状況であり、教育の質の確保のためにも、保護者や地域を含め、子どもたちの教育に携わる全ての関係者がこうした実態を共有し、改革に向けて取組むことが求められています。利尻富士町教育委員会としましては、本プランで整理した事項のうち、できることは直ちに行うほか、検討が必要なことについては、関係部署等と協議のうえ、具体化します。

また、今後も必要に応じて、学校現場の業務改善に向けた取組を推進します。

学校における働き方改革「利尻富士町アクション・プラン」

利尻富士町教育委員会・校長会

「利尻富士町アクション・プラン」とは

- ◆ 町内全ての学校で働き方改革を進めるため、業務改善の方向性を示す
- ◆ 平成30年度～32年度を期間として、達成すべき目標を設定

目標

1週間当たりの勤務時間が60時間(時間外月80時間相当)を超える教員をゼロにする

action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- ◆ タブレットなどICTを活用した授業準備等の支援の充実
- ◆ 特別支援教育支援員の充実。(H30鴛泊小学校)
 - ・ 平成30年度は鴛泊小学校を対象に充実します

action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減

- ◆ 部活動休養日等の完全実施
 - ・ 休養日は、週2日(平日1日、土日1日)及び学校閉庁日に実施
 - ・ 活動時間は平日2～3時間程度、土日・祝日、長期休業中は半日程度

action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

- ◆ 長期休業中における「学校閉庁日」の設定
 - ・ 平成30年度は8/13～16、12/28～1/4に実施
 - ・ 学校閉庁日は基本的に教職員は出勤せず、部活動も行ないません。
- ◆ 「タイムカード」を導入し、時間外勤務の状況を把握
 - ・ 1学期中に各校に整備
- ◆ 人事評価制度を活用した意識改革の促進
 - ・ 人事評価の面談時に、管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有

action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

- ◆ 調査業務等の見直し
 - ・ 学校対象の調査について、提出期間を十分に確保し、一定期間に集中させない